

## 介護保険制度とは？

介護が必要となった方を社会全体で支える仕組みが介護保険制度です。  
2000年より開始され、市区町村が保険者となって運営しています。  
40歳になると介護保険に加入が義務付けられ、保険料を納めます。

## サービスを受けられる被保険者とは？

＊ 第1号被保険者（65歳以上の方）

＊ 第2号被保険者（40歳から64歳までの方）

（以下の指定の16疾病により介護認定を受けた場合に限りサービスの対象となります。）

- ① 末期がん ② 関節リウマチ ③ 筋委縮性側索硬化症 ④ 後縦靭帯骨化症 ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥ 初老期における認知症 ⑦ パーキンソン病関連疾患 ⑧ 脊髄小脳変性症 ⑨ 脊柱管狭窄症 ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統萎縮症 ⑫ 糖尿病性神経障害・腎症・網膜症 ⑬ 脳血管疾患 ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 ⑯ 両側の膝関節もしくは股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 介護サービスを受けるまでの流れ

### ① 申請

申請先：市区町村の介護保険担当窓口 地域包括支援センター  
（ご家族による申請も可能）

必要書類：介護保険被保険者証（第2号保険者の場合は医療保険証）  
マイナンバー・身元確認書類

### ② 認定調査 主治医意見書

- ・市区町村の調査員がお住まい（病院・施設）を訪問し、心身の状態を確認するための認定調査を行う
- ・主治医意見書をかかりつけ医が作成

### ③ 審査判定 認定

認定調査結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会で要介護度が判定  
判定結果にもとづき、市区町村から結果を通知（原則30日以内）  
判定区分：要支援1・2 要介護1～5の7段階 非該当

### ④ ケアプラン 作成

介護サービスを利用する場合、ケアマネジャーが作成するケアプランが必要  
《相談先》要支援・・・地域包括支援センターに連絡  
要介護・・・居宅介護支援事業所に連絡

### ⑤ 介護サービス 利用開始

ケアプランにもとづいた、さまざまなサービスが利用できる

# 介護保険のサービス内容

## \* 居宅介護支援

## 自宅を中心に利用するサービス



### 自宅を訪問してもらう

- \* 訪問介護 (ホームヘルプサービス)
- \* 訪問看護
- \* 訪問リハビリテーション
- \* 訪問入浴介護
- \* 居宅療養管理指導
- \* 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- \* 夜間対応型訪問介護

### 施設に通って利用する

- \* 通所介護 (デイサービス)
- \* 通所リハビリテーション (デイケア)
- \* 認知症対応型通所介護
- \* 地域密着型通所介護

### 短期間施設に泊まる

- \* 短期入所生活介護 (ショートステイ)
- \* 短期入所療養介護

### 通いを中心とした複合的なサービス

- \* 小規模多機能型居宅介護
- \* 看護小規模多機能型居宅介護



### 自宅から移り住んで利用する

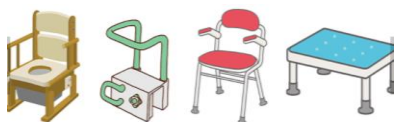
- \* 特定施設入居者生活介護
- \* 地域密着型特定施設入居者生活介護
- \* 認知症対応型共同生活介護
- \* 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



## 介護保険施設で受けるサービス

### 介護保険施設に移り住む

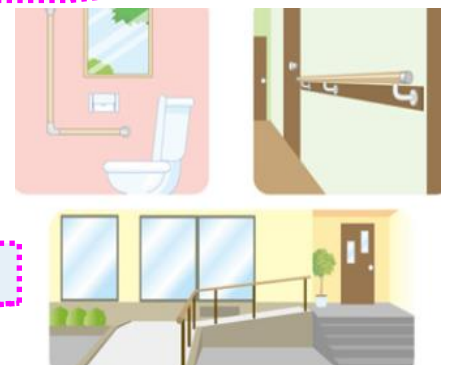
- \* 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- \* 介護老人保健施設 (老健)
- \* 介護療養型医療施設
- \* 介護医療院



## 生活環境を整えるサービス

### 生活する環境を整える

- \* 福祉用具貸与
- \* 特定福祉用具購入
- \* 居宅介護住宅改修



お問い合わせ先：北上済生会病院 地域医療福祉連携室  
 電話：0197-65-6120 (直通)  
 FAX：0197-64-1133 (直通)

